

“地域で、安心して、自分らしい生活”を実現するために

「一人ではむずかしい」 をサポートします

日常生活自立支援事業

成年後見制度

ひとりで銀行に行っても、
手続きがよく分からない。

福祉サービスを使いたいけど、
契約内容などむずかしいことは
分からない。

通帳など大事な書類を
失くしてしまった。

計画的に
お金を使いたいのにな、
いつも迷ってしまう。

役所からいろいろな書類が
届くけど、どう手続きすれば
いいのかわからない。

訪問販売の人にすすめ
られて、分からないのに
契約をしてしまった。



日常生活自立支援事業と成年後見制度のちがい

各事業・制度の概要は4ページ以降に掲載

	日常生活自立支援事業	成年後見制度（法定後見）
対 象 者	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者等	
	精神上の理由等により日常生活を営むのに支障がある者	精神上的障害により意思表示をする能力が不十分（補助）、著しく不十分（保佐）、欠く常況（後見）にある者
支 援 内 容	本人の意思に基づき、日常的な生活援助の範囲内での支援 ①福祉サービスの利用援助 ②日常的金銭管理 ③書類等の預かり物の保管 ※施設入所手続き等の代理行為は除く	本人の行為全般について本人を代理する（後見）、必要とされる範囲の代理権行使（補助・保佐） 代理権、同意権・取消権を行使することによって本人を保護
援助の理念	契約により、福祉サービスが適切に利用できるよう、その自己決定を援助	自己決定の尊重と本人の保護との調和（本人の意思を尊重して本人の状態に応じて後見人等が判断）
支 援 者	市区町村社会福祉協議会 履行補助者として専門員、生活支援員	成年後見人、保佐人、補助人 （自然人及び法人）
費 用	相談は無料、サービスの利用は有料 ※利用料は各市区町村社会福祉協議会によって異なる	成年後見人等への報酬について家庭裁判所が本人の資産状況等を判断して決定
利 用 方 法	市区町村社会福祉協議会に申込み 契約締結能力をガイドラインにより確認後、契約締結審査会にて審査	申立権者により家庭裁判所へ申立て 医師の診断書等を提出し、家庭裁判所の審判により決定
所 管 庁・ 法 的 根 拠	厚生労働省・社会福祉法	法務省・民法

